

吹田市公告第151号

中の島公園ワークショップ運営業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和4年4月14日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- |            |  |
|------------|--|
| 1 業務名称     | 中の島公園ワークショップ運営業務   |
| 2 業務場所     | 吹田市中の島町6番  |
| 3 履行期間     | 令和4年5月25日～令和5年3月31日  |
| 4 業務概要     | 「中の島公園ワークショップ運営業務仕様書」のとおり  |
| 5 予定価格     | 事後公表とする。   |
| 6 最低制限価格   | なし。  |
| 7 入札回数     | 2回   |
| 8 入札保証金    | 吹田市財務規則第98条に基づき免除。   |
| 9 契約保証金    | 契約金額の10%以上   |
| 10 支払条件    | (1) 前払い 無し<br>(2) 中間前払い 無し<br>(3) 部分払い 無し  |
| 11 契約不適合期間 | 1年   |
| 12 入札参加資格  | 以下に掲げる要件を全て満たしていること。<br>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。<br>(2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登録されてあること。<br>(3) 本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登録後、1年を超えている者であること。<br>(4) 直接雇用し、次のアからウいずれかに該当する、かつ市民参加型ワークショップを運営した実績がある者を管理技術者として配置できること。<br>ア 建設業法による一級造園施工管理技術検定に合格し、同法による登録を受けている者。<br>イ 技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門（都市及び地方計画）に合格し、同法による登録を受けている者。 |

ウ 技術士法による二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（建設一般）に合格し、同法による登録を受けている者。

### 13 入札参加資格確認申請及び結果通知

(1) 入札参加希望者は、次のとおり入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認申請に係る参加資格確認結果通知先（以下「添付書類」という。）を提出し、本市の入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(2) 入札参加申請に必要な書類

- |        |      |      |
|--------|------|------|
| ア 申請書  | ———— | 様式 1 |
| イ 添付書類 | ———— | 様式 2 |
| ウ 誓約書  | ———— | 様式 3 |

(3) 申請書、誓約書及び設計図書等の交付及び受付場所

ア 交付方法

吹田市土木部総務交通室ホームページからダウンロードするものとし、窓口や郵送、宅配による交付はしない。

イ 申請受付期限

令和4年4月28日（木）午後5時30分まで（土・日及び祝祭日を除く）

なお、申請書及び資料は書面にて直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 申請受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号  
吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

(4) 入札参加資格に関する質疑

ア 任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

イ 受付期限

令和4年4月19日（火）午後5時30分まで（土・日及び祝祭日を除く）

ウ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号  
吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

エ 回答日時

令和4年4月21日（木）午前10時

オ 回答掲載場所

本市ホームページ内（土木部 総務交通室）

(5) 入札参加資格の確認の結果は次のとおり通知する。

ア 通知日時

令和4年5月9日（月）午前10時30分

イ 通知場所

電子メール（添付書類（様式2）記載のアドレスへ送信

（6）その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止等の措置を受ける場合がある。

14 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和4年5月11日（水）午後5時30分まで

提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

イ 提出方法

任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

（2）説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面で回答する。

ア 回答日時

令和4年5月13日（金）午前9時から正午まで

イ 回答場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

15 設計図書に対する質疑

（1）質疑書（様式4）の提出方法

電子メールにより提出すること。

電子ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF（質疑書（様式4）については、吹田市土木部総務交通室ホームページからダウンロードすることができる。）とし、送信の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

（2）質問受付期限

令和4年4月25日（月）午後5時まで

(3) 送信先メールアドレス

doukan-soumu@city.suita.osaka.jp

(4) 回答日時

令和4年4月28日(木)午後3時

(5) 回答方法

本市ホームページ内(土木部 総務交通室)

16 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和4年5月17日(火)午前10時30分(時間厳守)

(2) 入札場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎3階 会議室

17 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。

(2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意交渉を行うものとする。

18 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

19 入札金額

落札決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を含まない金額)を入札書に記載すること。

20 落札候補者の決定

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

21 入札等の延期又は中止

本件の入札執行にあたり、特別な事情が発生した場合には、入札等を延期又は中止することがある。

22 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年5月18日(水)正午まで

(2) 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号  
吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

(3) 提出書類

ア 配置予定技術者等調書(様式5)

(配置予定技術者等調書(様式5)については、吹田市土木部総務交通室ホームページから様式をダウンロードすることができる。)

イ 配置予定技術者(管理技術者)の資格証等の写し及び技術者経歴

書(様式6)(技術者経歴書(様式6)については、吹田市土木部総務交通室ホームページから様式をダウンロードすることができる。)

ウ 配置予定技術者の資格者証写し

エ 配置予定技術者を直接的かつ恒常的に雇用していることが確認可能なもの

23 落札決定の取消し

(1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第44条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) 前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わない。

24 契約保証金

落札者は、次の各号に掲げる業務委託料の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

25 問い合わせ先

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

電話（06）6872-1651（直通）